

さえるなどを強行して、約二千六百万円を回収しています。

特別委員会では、こうした中央街区組合による法に基づく強制執行の動きを憂慮し、十七人のうち、弱小権利者である十四人について状況を調査し、弱小権利者の生活を破綻させないために「これ以上の年金などの口座の差し押さえをやめる」ことを要請し、資産や収入の状況を「聞き取り」調査なども行い、逼迫した事態を坂和弁護士へ説明と要請を行い、熊谷組とNRPに対しても、本人の同意のもとに、残金については、過怠金の一部免除を求めてまいりました。

結果的には、弱小権利者救済の訴えに対して、同意を得られ、一部、抵当権の処理が必要な案件が残されていますが、最終的な決着をみました。

特別委員会としては、異例のことでしたが、問題解決のために、また、弱小権利者の生活を守るために、可能な限りの対応を行ってきたものです。

この過程では、十四人の中の二人の権利者は、自らの会社の自己破産を申立てなければ整理できない状況もあり、今更ながらに、法律による強制執行による措

置や対応の難しさを痛感した次第であります。

今回の特定調停や反対者の賦課金に対する強制執行の実情を目の当たりにして、裁判を提訴しこの問題を解決しようとした、反対派である旧(株)大黒屋の林氏や(株)木乃久の中山氏の思惑は、大きな誤りであったと厳しく指摘しておきます。

しかも、万一、裁判に負けたら、「年金まで差し押さえられる」という悲惨な事態になることを考えもせず、何も分か



らない弱小権利者に説明もせず、巻き添えにし、四年に及ぶ空白の時間を無駄に費やしてしまったこと、そして、自分達は何億円かの債務を「破綻で逃げる」という手法を講じていることを取って強く申し上げておきます。